

学生育成運営部会 100 記念人材育成事業支出細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の学生育成運営部会 100 記念人材育成事業支援のための具体的な支出細則を定める。

(支援策)

第2条 次に掲げる各号に示す事業に対し、平成25年度から平成34年度の10年間、各号に記載する支援をおこなう。

- (1) 明専会・創造学習支援事業 支援金額:8百万円/年
(例)学生フォーミュラ、宇宙衛星など約10件/年
- (2) 明専会・グローバル人材育成支援事業 支援金額:6百万円/年
(例)海外派遣事業:アジア交流事業を含む、学内グローバル化推進事業:ランゲージ・ラウンジなど数件
- (3) 大学と連携した人材育成支援 支援金額:1.2百万円/年
(例)学生寮語学研修など
- (4) 支援する期間及び金額については、大学との協議により変更することができる。

(支払)

第3条 年度初めに学生育成運営部会会長が所定の手続きをもって事務局に申請し、事務局が大学への寄付金として大学所定の口座にこれを振り込む。

(疑義)

第4条 支援金支出に当たって疑義が生じたときは、会長の裁断によるものとする。

(報告)

第5条 学生育成運営部会は、大学側の実施状況ならびに実施成果について大学からの報告を受け、部長は直近の理事会でこれを報告する。

附則

- 1 この細則は、平成27年2月14日の理事会決議により、同日より施行する。
- 2 この細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 3 令和4年5月14日理事会の決議により、第2条に(4)を追加する。